印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見(論点整理)【新旧対照表】

赤:委員意見 緑:複数者からの意見 青:市長意見 黒:事務局意見

※旧は、令和5年度第14回千葉県環境影響評価委員会資料(令和6年1月26日開催)。下線部は、変更箇所。

準備書該当ページ	新	旧
	1 事業特性、地域特性	1 事業特性、地域特性
	(1)事業特性	(1)事業特性
2, 7, 21	ア 本事業は、印西地区環境整備事業組合(以下「組合」	ア 本事業は、印西地区環境整備事業組合(以下「組合」
	という。)が、印西市、白井市、栄町で発生する一般廃	という。)が、印西市、白井市、栄町で発生する一般廃
	棄物の処理を行っている印西クリーンセンターの老朽化	棄物の処理を行っている印西クリーンセンターの老朽化
	に伴い、別の場所(佐倉市及び八千代市境に近い印西市	に伴い、別の場所(佐倉市及び八千代市境に近い印西市
	南部)に代替施設として、廃棄物焼却施設及び粗大・不	南部)に代替施設として、廃棄物焼却施設及び粗大・不
	燃ごみ等を処理するリサイクル施設(以下「本計画施	燃ごみ等を処理するリサイクル施設(以下「本計画施
	設」という。) を新たに設置する都市計画事業である。	設」という。)を新たに設置する都市計画事業である。
	【答申前文】	
7	 イ 廃棄物焼却施設は、ストーカ方式を採用し、1日当た	イ 廃棄物焼却施設は、ストーカ方式を採用し、1日当た
(りの処理能力は156トン(78トン×2炉)である。	りの処理能力は156トン(78トン×2炉)である。
	【答申前文】	りの処理能力は130ドン(78ドンへ2炉)である。
	(2)地域特性	(2)地域特性
21, 27, 155, 370	ア 都市計画対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)	ア 都市計画対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)
	は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定さ	は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定さ
	れている印旛沼流域にあり、プラント排水及び生活排水	れている印旛沼流域にあり、プラント排水及び生活排水

準備書該当ページ	新	旧
	は下水道放流により系外に排出せず、雨水排水のみを印 旛沼流域内の神崎川に排出する。 <mark>【答申前文】</mark>	は下水道放流により系外に排出せず、雨水排水のみを印 旛沼流域内の神崎川に排出する。
6	イ 事業区域は、山林及び畑地等に囲まれた台地上に位置 し、西側には谷津田が存在しており、市街化調整区域に 当たる。【答申前文】	イ 事業区域は、山林及び畑地等に囲まれた台地上に位置 し、西側には谷津田が存在しており、市街化調整区域に 当たる。
136~139	ウ 事業区域の南側約1キロメートルの水辺には、主要な 眺望点であり、人と自然との触れ合いの活動の場でも ある、新川千本桜及び印旛沼自転車道等が存在する。 【答申前文】	<i>〈新規追加〉</i>
166~177	工 事業区域の周辺には、印西市松崎地区や吉田地区の集落が存在し、大気質、騒音及び悪臭等について周辺環境への十分な配慮が必要である。【答申前文】 (住宅:松崎地区約350m、吉田地区約400m)	<u>ウ</u> 事業区域の周辺には、印西市松崎地区や吉田地区の集落が存在し、大気質、騒音及び悪臭等について周辺環境への十分な配慮が必要である。 (住宅:松崎地区約350m、吉田地区約400m)
33, 34	才 事業区域に隣接する地域には、組合による搬入道路及び多機能な複合施設のほか、本計画施設と同時期の供用開始を目指す、他の事業者による複数の外部施設の整備が計画されており、事業区域内やその周辺に存在する山林の消失等による植物、動物及び生態系への影響が懸念される。【答申前文】	工 事業区域に隣接する地域には、組合による搬入道路及び多機能な複合施設のほか、本計画施設と同時期の供用開始を目指す、他の事業者による複数の外部施設の整備が計画されており、事業区域内やその周辺に存在する山林の消失等による植物、動物及び生態系への影響が懸念される。

準備書該当ページ	新	旧
	2 全般事項	2 全般事項
該当ページなし	事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施す	事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施す
	ることはもとより、利用可能な最良の技術を導入すること	ることはもとより、利用可能な最良の技術を導入すること
	により、環境影響をできる限り回避又は低減すること。[八	により、環境影響をできる限り回避又は低減すること。[八
	千代市及び事務局] 【答申】	千代市及び事務局]
	 3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法と結	3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法と結
	果	果
	(1)大気質	(1)大気質
17, 318, 319, 324	<u>ア</u> 施設の稼働に係る排出ガス <u>の予測条件</u> について、事業	施設の稼働に係る排出ガスについて、事業区域は、事業
	区域は、事業区域周辺より5メートル掘り下げる計画と	区域周辺より 5 メートル掘り下げる計画とされているが、
	されているが、有効煙突高の設定の基本となる地盤面の	有効煙突高の設定の基本となる地盤面の設定方法が不明で
	設定方法が不明であることから、評価書に記載するこ	あることから、評価書に記載すること。
	と。 <mark>【指導】</mark> 	
345	<u>イ</u> 短期高濃度予測における接地逆転層非貫通時(高層建	
	築物)に係る寄与濃度の予測結果について、予測に用い	
	た接地逆転層高度及びその設定根拠が明らかにされてお	<i><新規追加></i>
	らず、結果の妥当性が判断できないことから、当該高度	
	及び根拠を評価書で説明すること。【指導】	
34, 403	(2)水文環境	(2)水文環境
	施設の存在による地下水位の低下について、流出水対策	施設の存在による地下水位の低下について、流出水対策
	として計画されている雨水浸透施設の設置及び透水性舗装	として計画されている雨水浸透施設の設置及び透水性舗装
	の整備等は、地下水位低下の防止策としても有効なことか	の整備等は、地下水位低下の防止策としても有効なことか

準備書該当ページ	新	旧
	ら、これらを環境保全措置に加えること。 <mark>【指導】</mark>	ら、これらを環境保全措置に加えること。
	(3)騒音及び超低周波音	(3) 騒音及び超低周波音
420, 426, 427,	ア 工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行に係る騒音につ	ア 工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行に係る騒音につ
451, 457, 458	いて、市道 00-122 号線(予定)終点における現況の道	いて、市道 00-122 号線(予定)終点における現況の道
	路交通騒音が、評価に当たり参考とした値を超過してい	路交通騒音が、評価に当たり参考とした値を超過してい
	ることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、できる限り環	ることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、できる限り環
	境影響の低減を図ること。 <mark>【答申】</mark>	境影響の低減を図ること。
445 445	ノー おこのなりになって国地文(切に国地文と会と))。	7 ************************************
445, 447	イ 施設の稼働に係る低周波音(超低周波音を含む。)に	イ 施設の稼働に係る低周波音(超低周波音を含む。)に
	ついて、G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド	ついて、G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド
	中心周波数の音圧レベルの敷地境界における予測結果	中心周波数の音圧レベルの敷地境界における予測結果
	が、評価に当たり参考とした値を超過していることを踏	が、評価に当たり参考とした値を超過していることを踏
	まえ、 <u>予測地点に事業区域から最も近い住宅を加え</u> 、予	まえ、事業区域から最も近い住宅を予測地点に加え、予
	測及び評価を行うこと。 <mark>【答申】</mark>	測及び評価を行うこと。
	(4)土壌	(4)土壌
555, 557	事業区域内の地下水において、環境基準を超える鉛や砒	事業区域内の地下水において、環境基準を超える鉛や砒
	素が検出されていることから、工事の実施に当たっては、	素が検出されていることから、工事の実施に当たっては、
	地下水に含まれる有害物質が周辺に拡散することがないよ	地下水に含まれる有害物質が周辺に拡散することがないよ
	う、環境保全措置を徹底すること。 <mark>【答申】</mark>	う、環境保全措置を徹底すること。
000	(5)悪臭	(5)悪臭
226	ア 方法書に係る知事の意見に対する事業者の見解におけ	ア 方法書に係る知事の意見に対する事業者の見解におけ
	る、事業区域周辺の悪臭発生施設の調査結果について、	る、事業区域周辺の悪臭発生施設の調査結果について、

準備書該当ページ	新	旧
	事業区域から5キロメートル以内に立地している悪臭に	事業区域から5キロメートル以内に立地している悪臭に
	係る特定施設11か所の位置及び現地調査結果を評価書	係る特定施設11か所の位置及び現地調査結果を評価書
	に記載すること。 <mark>【指導】</mark>	に記載すること。
526, 528	イ 脱臭装置の排出口における臭気濃度について、設定し	イ 脱臭装置の排出口における臭気濃度について、設定し
	た自主目標値(500)は、活性炭処理方式としては著	た自主目標値(500)は、活性炭処理方式としては著
	しく高い値であることから、脱臭装置の性能を踏まえた	しく高い値であることから、脱臭装置の性能を踏まえた
	適切な数値を改めて設定した上で、予測及び評価を行う	適切な数値を改めて設定した上で、予測及び評価を行う
	こと。 <mark>【答申】</mark>	こと。
	(6) 植物、動物及び生態系	(6)植物、動物及び生態系
228	ア 搬入道路及び多機能な複合施設並びに外部施設(以下	ア 搬入道路及び多機能な複合施設並びに外部施設(以下
	「対象外事業」という。)が事業区域内やその周辺の植	「対象外事業」という。)が事業区域内やその周辺の植
	物、動物及び生態系に影響することを踏まえ、予測及び	物、動物及び生態系に影響することを踏まえ、予測及び
	評価を行ったとされているが、その結果が明示されてい	評価を行ったとされているが、その結果が明示されてい
	ないことから、当該結果を評価書に記載するとともに、	ないことから、当該結果を評価書に記載するとともに、
	必要に応じて、改めて予測及び評価を行うこと。	必要に応じて、改めて予測及び評価を行うこと。
	【答申】	
600, 601	イ 植物に係る環境保全措置として示されている重要な種	イ 植物に係る環境保全措置として示されている重要な種
	の移植について、対象外事業が実施されることを踏まえ、	の移植について、対象外事業が実施されることを踏まえ、
	適切な移植地を選定するとともに、ラン科などの移植困	適切な移植地を選定するとともに、ラン科などの移植困
	難とされる種に関しては、専門家の助言等を踏まえて実	難とされる種に関しては、専門家の助言等を踏まえて実
	施すること。[委員及び事務局] <mark>【答申】</mark>	施すること。[委員及び事務局]

準備書該当ページ	新	IB
667 他	ウ 動物に係る重要な種について、スナハラゴミムシ等で	ウ 動物に係る重要な種について、スナハラゴミムシ等で
	は、事業区域の周辺に生息環境が広く存在することなど	は、事業区域の周辺に生息環境が広く存在することなど
	を理由として、生息状況の変化はない又は小さいと予測	を理由として、生息状況の変化はない又は小さいと予測
	されているが、事業区域の周辺において対象外事業が実	されているが、事業区域の周辺において対象外事業が実
	施されることによる生息環境への複合的な影響が懸念さ	施されることによる生息環境への複合的な影響が懸念さ
	れることから、周辺環境の状況の変化を踏まえ、予測及	れることから、周辺環境の状況の変化を踏まえ、予測及
	び評価を行うこと。 <mark>【答申】</mark>	び評価を行うこと。
	(7)廃棄物等	(7)廃棄物等
786, 788	│ │ ア 施工時における発生量の抑制の量について、予測の参	ア 施工時における発生量の抑制の量について、予測の参
	 考とした工事事例を示すとともに、発生抑制の取組内容	考とした工事事例を示すとともに、発生抑制の取組内容
	を明らかにすること。また、本事業において、当該事例	を明らかにすること。また、本事業において、当該事例
	で講じられている発生抑制策の実施を計画している場合	で講じられている発生抑制策の実施を計画している場合
	には、これを環境保全措置に含めること。【答申】	には、これを環境保全措置に含めること。
790	イ 方法書では、施設の稼働時の排出量は選別資源化等に	イ 方法書では、施設の稼働時の排出量は選別資源化等に
	よる発生抑制や有効利用の内容を検討して予測するとさ	よる発生抑制や有効利用の内容を検討して予測するとさ
	れていたが、検討結果が不明であることから、評価書に	れていたが、検討結果が不明であることから、評価書に
	記載すること。 <mark>【指導】</mark>	記載すること。
	 (8)温室効果ガス等	(8)温室効果ガス等
799	- 二酸化炭素の排出量をできる限り削減するため、詳細	二酸化炭素の排出量をできる限り削減するため、詳細
	な設計に当たっては、事業場全体の省エネルギー化や再	な設計に当たっては、事業場全体の省エネルギー化や再
	生可能エネルギーの導入等に努めること。【答申】	生可能エネルギーの導入等に努めること。

準備書該当ページ	新	旧
817~819	4 監視計画 事後調査について、対象外事業の工事及び供用に伴う影響 を可能な限り把握した上で適切に実施すること。 <mark>【答申】</mark>	4 監視計画 事後調査について、対象外事業の工事及び供用に伴う影響 を可能な限り把握した上で適切に実施すること。
該当ページなし	5 その他 (1)事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、 積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。 [佐倉市] 【答申】	5 その他 (1)事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、 積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。 [佐倉市]
該当ページなし	(2) <u>評価書</u> 及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法 <u>で</u> 公表する <u>際には</u> 、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。 【答申】	(2) 環境影響評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。